## 第1章 総 則

## 第1 推進計画の目的

本町は、東南海・南海地震が発生した場合の震度が6弱以上と想定される地域があり、著しい地震被害が生ずるおそれがあるため、平成15年12月の中央防災会議において、「東南海・南海地震の防災対策推進地域」に指定された。

この計画は、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 (平成14年法律第92号。以下「法」という。)第6条第1項の規定に基づき、東南 海・南海地震防災対策推進地域について、東南海・南海地震に伴い発生する津波 からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、及び地震防災上緊急に整備すべ き施設等の整備に関する事項等を定め、本町域における地震防災対策の推進を図 ることを目的とする。

## 第2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本町の地域に係る地震防災に関し、本町の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者(以下「防災関係機関」という。)が処理すべき事務又は業務の大綱は、以下のとおりである。

- 1 忠岡町(各行政委員会を含む)
  - ア 災害に関する情報収集、伝達及び被害情報に関すること
  - イ 火災警報の発令及び災害予警報等の伝達に関すること
  - ウ 消防、水防等の災害応急措置及び被害拡大防止措置に関すること
  - エ 避難勧告、指示及び避難措置に関すること
  - オ 被災者の救護、救助、医療、財産及びその保護に関すること
  - カ 被災児童、生徒等の応急教育等の実施に関すること
  - キ 災害時の清掃・防疫その他保健衛生等の応急措置に関すること
  - ク 緊急輸送の確保及び障害物の除去等に関すること
  - ケ 所管公共施設の災害応急措置に関すること
  - コ 防潮扉等の操作に関すること
  - サ その他忠岡町防災会議が必要と認める事務又は業務に関すること

## 2 大阪府

- (1) 大阪府泉北地域防災推進室
  - ア 災害応急対策等に係る本町及び関係機関との連絡調整に関すること
- (2) 大阪府鳳土木事務所
  - ア 大阪府の管理する土木施設、河川の災害応急対策に関すること
  - イ 水防活動及び気象予警報等の伝達に関すること
- (3) 大阪府和泉保健所
  - ア 保健衛生に関すること
  - イ 災害時における医療救護活動に関すること

- (4) 大阪府港湾局阪南港湾事務所
  - ア 大阪府の管理する港湾施設の災害応急対策に関すること
- (5) 南大阪湾岸北部流域下水道事務所
  - ア 大阪府の管理する流域下水道施設の災害応急対策に関すること
- 3 大阪府警察(泉大津警察署)
  - ア 災害情報の収集、伝達及び被害実態の把握に関すること
  - イ 被災者の救出救助及び避難指示に関すること
  - ウ 交通規制・管制に関すること
  - エ 広域応援等の要請・受け入れに関すること
  - オ 遺体の検視(見分)等の措置に関すること
  - カ 犯罪の予防、取り締まり、その他治安の維持に関すること
  - キ 災害資機材の整備に関すること
- 4 指定地方行政機関
- (1) 近畿農政局大阪農政事務所
  - ア 食料の供給及び緊急引き渡しの措置
- (2) 岸和田海上保安署
  - ア 流出油防除資機材の備蓄及び海上流出油対策に関すること
  - イ 海難救助体制の整備に関すること
  - ウ 人員及び救助物資の緊急海上輸送に関すること
  - エ 海上交通の制限、海上交通の安全確保及び維持に関すること
- (3) 近畿地方整備局大阪国道事務所
  - ア 国道施設の災害応急対策に関すること
  - イ 災害時における交通規制及び輸送に関すること
- 5 自衛隊(陸上自衛隊第37普通科連隊)
  - ア 本町及び防災関係機関が実施する災害応急対策の支援及び協力に関する こと
- 6 指定公共機関及び指定地方公共機関
- (1) 南海電気鉄道(株)
  - ア 鉄道施設の災害応急対策に関すること
  - イ 災害時の緊急輸送対策及び鉄道通信の利用に関すること
- (2) 西日本旅客鉄道㈱
  - ア 鉄道施設の災害応急対策に関すること
  - イ 災害時の緊急輸送対策及び鉄道通信の利用に関すること
- (3) 西日本電信電話㈱大阪支店
  - ア 電気通信設備の災害応急対策に関すること
  - イ 災害時の非常通信の確保に関すること
- (4) 日本赤十字社大阪府支部
  - ア 災害時における医療助産等救護活動に関すること
  - イ 避難所奉仕、義援金品の募集及び配分等の協力に関すること
  - ウ 医薬品等の供給及び救助物資の備蓄に関すること

- (5) 大阪ガス㈱導管事業部南部導管部
  - ア ガス施設の災害応急対策に関すること
  - イ 災害時におけるガスの供給確保に関すること
- (6) 関西電力㈱岸和田営業所
  - ア 電気施設の災害応急対策に関すること
  - イ 災害時における電力の供給確保に関すること
- (7) 日本通運㈱
  - ア 災害時におけるトラックによる救助物資、人員等の輸送に関すること
- 7 その他防災上重要な公共的団体
- (1) 泉大津市医師会
  - ア 災害時における救急医療活動
- (2) 本町の各地区自主防災会
  - ア 地震直後の地域における、初期消火、被災者の救出、けが人の救護等に関すること